

個人住民税は、岡山県内一斉に特別徴収（給与天引き）が徹底されることとなりました。普通徴収（個人納付）に切り替えができるのは、一定の基準に該当する場合に限られ、希望による普通徴収はできません。

◆給与支払報告書を提出する際に、特別徴収ができない（普通徴収の基準に該当する）方がいる場合の提出方法は、次の①、②が必要となります。①又は②のいずれかに不備等がある場合、特別徴収扱いとなりますので、ご注意ください。

②普通徴収該当者の個人別明細書の摘要欄に、普通徴収に該当する理由の記載

- ※個人別明細書にも、「記号」又は「略語」を記入して下さい。